

## 地権者のみなさんへ

# 支障木の伐採等についてのお願い

冬季は積雪による倒木が発生しやすく、道路通行上の支障となる事例も多数見受けられます。

これらが原因となり車両や歩行者に事故が発生した場合には、土地の所有者が賠償責任を問われることがあります。

※民法第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任

※道路法第43条 道路に関する禁止行為

所有されている道路沿いの土地で、道路の通行に支障をきたすことが予想される竹木等がある場合は、事前に伐採をお願い致します。

また、緊急の場合は、道路通行の支障となる竹木などを予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解をお願い致します。



道路通行上に支障を招くと通行止めや、対向車線にはみ出した車両が対向車と衝突死亡事故につながることも。

### —支障木の伐採について—

- ・冬季の伐採は危険を伴いますので、降雪前に行いましょう。  
(大きくならないうちに取り除けば経費・労力の軽減になります。)
- ・電線等が近くにある場合は、十分気をつけて作業を行ってください。